

# カトリック川越教会 信仰共同体運営規程

## 第一章 総 則

第1条 カトリック川越教会（以下「本教会」とします）は、本教会を信仰生活の中心とする全ての者が主任司祭と一致協力して小教区内の宣教活動を推進し、宣教司牧に関わる様々な活動および奉仕を円滑に運営することを目的としてこの規程を定めます。

第2条 この規程は、信仰に基づいて、主任司祭の司牧的任務を尊重して定め、運用するものです。

## 第二章 組 織

第3条 本教会は宣教司牧評議会と経済問題評議会を置きます。

二、宣教司牧評議会と経済問題評議会は、それぞれ、主任司祭が委嘱する評議員と、奉仕委員会を構成する組織の中から選出する評議員をもって構成します。

三、宣教司牧評議会は本教会の宣教司牧に関する重要事項について、経済問題評議会は本教会の財政および財務に関わる重要事項について、主任司祭の求めに応じて協議し意見を述べます。

第4条 本教会は奉仕委員会を置きます。

二、奉仕委員会は第5条にかかげる業務に取り組む委員、および第6条の各教理教育・研修組織、第7条の各特定委員会委員より構成します。

三、奉仕委員会は主任司祭および両評議会の指導と助言のもとに本教会の業務を処理し、事業・予算について協議し運営します。

第5条 本教会は次の部（以下「各部」という。）を置き、通常の業務を処理します。

1. 典礼部…ミサ聖祭および各種祭儀における侍者・聖歌奉仕、祭壇/聖体奉仕、先唱に関する事項およびそれらに関する祭具・備品等の整備を担当します。

2. 広報部…内外の情報の収集と伝達、出版物の取扱い、教会報「いづみ」の編集・発行などに関する事項、教会公式ホームページの管理を担当します。

3. 管理部…施設・設備・備品の保守・管理、屋内外の環境の整備・保全に関する事項を担当します。

4. 福祉・社会部…カリタスさいたまに関する事項、高齢者信徒および障害者信徒に関する事項、同和問題に関する事項など、福祉・人権に関する事項を担当します。

5. 国際交流部…外国出身信徒との共同体における一致の推進のために必要な事項を担当します。

6. 経理部…教会費および各種献金・寄付金などの処理、各種出納の処理など、本教会の通常の経理に関する事項を担当します。

7. 総務部…本教会の全般にわたる業務・事務の処理・調整・連絡、図書・AV資料の管理に関する事項などを担当します。

8. 慶弔部…聖堂における結婚式、葬儀についてその執行に関わる事項を担当します。

二、各部は第11条の1・2号に定める方法によって編成します。

三、各部は業務を区分して部員を配置し、それぞれに担当責任者を定めて処理することができ、担当責任者は必要に応じて奉仕委員会の月例会議に参加します。

第6条 本教会は主任司祭の指導と管理のもとに次の教理教育・研修組織を置きます。

1. 教会学校・中高生会…幼少年の信仰育成活動を行います。

2. 研修奉仕会…黙想会・研究会の企画・運営など、信徒の研鑽・修養に関する事項を担当します。

二、各組織は第11条の1・2号に定める方法に準じて編成します。

第7条 本教会は特定の祭儀奉仕・施設管理・事業推進のために、次の特定委員会を置きます。

1. 教会一致推進委員会…教会一致の推進に関する事項、川越市民クリスマス実行委員会に関する事項を担当します。

委員は奉仕委員会内で選定し、任期は役員の任期規定にしたがいます。

2. 墓地管理委員会…さいたま教区より委託されたカトリック川越墓地の維持・管理を担当し、同使用規約にしたがって運営します。

委員会は同規約によって構成します。

第8条 本教会は必要に応じて奉仕委員会が起案し、主任司祭の了承を得て、別に臨時的委員会な

どを設けることができます。

なお、その委員会の設置期間中は、その代表・副代表は奉仕委員会の月例会議に参加します。

第9条 信徒は主任司祭の承認と統轄のもとに、宣教司牧への寄与を目的とする自主活動組織、および有志による任意団体を組織することができます。

(付記) 現認組織

- ①レジオマリエ ②青年会 ③エンゼルコーナー ④祈りの奉仕会

### 第 三 章 役 員

第10条 本教会は次の役員を置きます。

1. 両評議会議長 各一名
2. 同書記 各一名
3. 評議員
  - ア. 宣教司牧評議員 六ないし八名
  - イ. 経済問題評議員 五ないし六名
4. 奉仕委員会委員長 一名
5. 同副委員長 男女各一名
6. 同書記 一名
7. 各部（会）の部長（代表） 各一名
8. 各部（会）の副部長（副代表） 各一名
9. 各部（会）の担当責任者 各必要数（必要数は各部（会）において定めます）
10. 監事 二名

第11条 役員は、奉仕委員会が推薦し主任司祭が委嘱する数名の委員によって組織調整委員会を設置し、同委員会が次の手順にしたがってまとめ、主任司祭が任命します。

1. 組織調整委員会は、公募と、信徒、各部、主任司祭の推薦による各部（会）構成員を確認し調整して各部（会）を編成します。
2. 各部（会）の部長（代表）、副部長（副代表）、担当責任者は各部（会）において互選により選出します。
3. 奉仕委員会委員長・副委員長・書記（以下「三役」という。）は、信徒、および主任司祭の推薦に基づいて組織調整委員会と主任司祭が合議し選出します。また、推薦された候補者は必要に応じてこの合議に参加します。さらに、調整の独立性を維持するため、組織調整委員には活動期間中の三役への被選出権はないものとします。ただし、特別な事情がある場合は、その限りではありません。
4. 宣教司牧評議員と経済問題評議員は、それぞれの半数を奉仕委員会を構成する組織内より選出し、奉仕委員会委員長は両評議員を兼任するものとし、それ以外の半数を主任司祭が委嘱します。  
なお、奉仕委員会を構成する組織内より選出された評議員は、所属する組織を代表することを目的とするものではありません。
5. 各評議会議長と書記は各評議会において互選により選出します。  
ただし、奉仕委員会委員長は兼任しないものとします。
6. 監事は経済問題評議会において互選により選出します。

第12条 役員の任期は二年とし、その再任を妨げないものの、二期四年を限度とします。なお、二年のブランク後の更なる再任は、これを妨げません。また、三役以外の役員の任期は、特別な事情がある場合は、この限りではありません。さらに、当期における副部長（副代表）が、翌期に部長（代表）になることは、これを妨げません。

二、主任司祭が委嘱した評議員の任期は三年とします。

ただし、委嘱した司祭の在任期間内とします。

三、欠員を生じて補充された役員の任期は前任者の残りの期間とします。

第13条 役員は次の任務を行うものとします。

1. 各評議会議長は主任司祭の指導のもとに各評議会を運営します。

2. 各評議会書記は各評議会議事録を整備し、会議において議長を補佐します。
3. 両評議会評議員については第3条第三項によります。
4. 奉仕委員会委員長は奉仕委員会の業務をとりまとめ、奉仕委員会月例会議の議長をつとめ、本教会の信徒を代表します。
5. 奉仕委員会副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があればこれを代行します。
6. 奉仕委員会書記は奉仕委員会議事録を整備し、会議において委員長を補佐します。
7. 奉仕委員会委員は第4条第三項にしたがって任務を行います。
8. 各部（会）の部長・副部長（代表・副代表）は前4・5号に準じて任務を行います。
9. 各部の担当責任者は各部内で分担する業務を運営します。
10. 監事は本教会の会計を監査します。

#### 第 四 章 会議および運営

第14条 本教会は次の会議によって運営し、主任司祭は原則として各会議に出席して指導と助言を行い、各会議におけるまとめは主任司祭の承認を経て決定となります。

1. 信徒大会…奉仕委員会委員長が招集して毎年一回原則として一月に開き、業務・事業および決算の報告、事業計画および予算ならびに役員の発表を行い、組織の変更、その他の必要事項を協議します。  
また、委員長が必要と認めるときは、主任司祭の了承のもとに臨時信徒大会を開くことができます。
2. 評議会…必要に応じて議長が招集します。
3. 奉仕委員会…委員長が主宰し、各部（会）の部長・副部長（代表・副代表）、三役の出席する月例会議を開き、本教会の全般にわたる運営・企画その他をとりまとめ、必要な事項を協議し処理します。
4. 部会…各部の部員をもって構成し、部長が招集し、各部の運営・企画、その他の必要な事項について協議し処理します。
5. 合同会議…複数の組織に関係する事項の処理を必要とするときは、奉仕委員会が起案し、主任司祭の了承を得て、関係する組織の共催による合同会議を開くことができます。
6. 拡大会議…奉仕委員会・部会・合同会議において、議事の内容などにより、その会議の構成員以外の信徒の参加を必要とするときは、奉仕委員会が起案し、主任司祭の了承を得て、理由と目的を公告してその参加を要請し、拡大奉仕委員会・拡大部会・拡大合同会議を開くことができます。

第15条 本教会の信徒は奉仕委員会・部会・合同会議においてその会議の主宰者の了承を得て会議に出席し、意見を述べることができます。

また、会議において議案の提出を希望する場合は、原則として会議開催期日の一週間前までにその会議の主宰者の了承を得なければならないものとします。  
ただし、いずれの場合も会議のまとめには参加しないものとします。

#### 第 五 章 経費および会計

第16条 本教会の経費は教会費、献金、寄付金、およびその他の収入をもって処理します。

第17条 本教会に所属する信徒は相応の教会費を納めるものとします。

第18条 本教会の会計年度は毎年一月一日から十二月三十一日までとします。

第19条 監事は出納簿、収入および支出の証拠書類・帳簿その他の会計記録を監査し、その結果を信徒大会において報告します。

#### 第 六 章 細則および規程の改正

第20条 この規程に定めるもののほか本教会の運営について必要な細則は、該当する部・組織において協議し、主任司祭がこれを定めるものとします。

第21条 この規程の改正は宣教司牧評議会が起案し、奉仕委員会において協議し、主任司祭が行います。

## 附 則

この規定は1972年7月から施行します。(各種委員会に関する規定)

この会則は1975年7月13日から施行します。(信徒会会則)

この会則は1994年2月27日から施行します。(改訂案の暫定的運用)

この規程は1999年11月1日から施行します。(信仰共同体運営規程)

この規程は2001年1月7日から施行します。(第4条第2項・第8条修正)

この規程は2002年4月7日から施行します。(第6条第2項・第7条第2項・第3項削除)

この規定は2007年4月1日から施行します。

(第5条7総務部の業務一部、第7条第2項教区名をそれぞれ修正 第9条現認組織④の名称変更 第11条第3項に追記 第12条第1項修正)

この規定は2009年4月1日から実施します。

(第5条に慶弔部追加、第5条第1項1、3に追記、その他全編にわたって主任司祭を担当司祭に修正)

この規定は2011年6月1日から実施します。

(第3条、10条、11条 評議会名称、第9条自主活動組織・任意団体名称、第11条3項を各訂正、その他字句修正)

この規定は2015年9月1日から実施します。

(規定改定の任を宣教司牧評議会に負わせた点を除き、語句の修正が主となる変更実施)

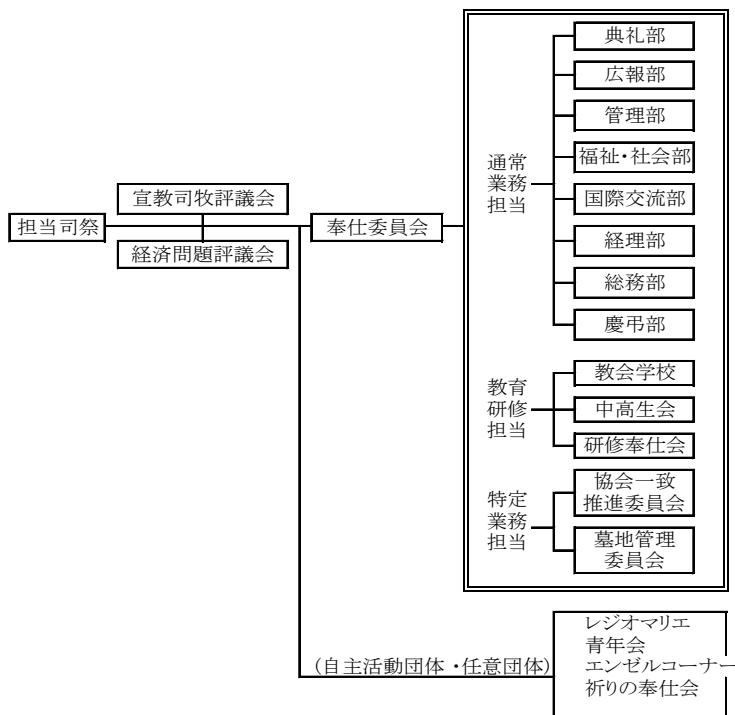
この規定は2020年10月1日から実施します。(担当司祭を主任司祭に変更)

この規定は2023年9月24日から実施します。

(第5条「各部」の定義の新設、第6条二、組織編成規定の改正、第7条1. 規程を規定に語句の改正、第8条臨時委員会の発議規定の新設、第10条7. 8. 9. 第5条の「各部」規定の新設に伴う改正、第11条1. 「各部(会)」の文字揺れ改正、2. 同文字揺れ改正、部長(代表)、副部長(副代表)の文字揺れ改正、3. 「三役」の定義の新設、組織調整委員の被選出権除外規定の改正、第12条役員任期規定の改正、第14条5. 合同会議の発議規定の新設、同6. 拡大会議の発議規定の新設及び付則を付則に語句の改正)

(付) 組織図

(奉仕委員会を構成する組織)



# カトリック川越教会信仰共同体運営規程 付則

2015年9月1日 制定・運用開始

カトリック川越教会信仰共同体運営規定（以下「運営規定」といいます）に定義される常設の活動組織（宣教司牧評議会、経済問題評議会、奉仕委員会）に関し、本付則ではその期待される役割・業務に限定して定めるものとします。組織編成、組織運営に関する事項は運営規定の各条項によります。

## 1. 宣教司牧評議会

宣教司牧評議会は主任司祭と協力して次の事柄に取り組みます。

(1) ブロックまたは小教区として長期的かつ広い視野で取り組むべき問題への対応

例;-

- ・将来の小教区分封または合併へのビジョン構築
- ・聖堂等建物の建て替えに関する合意形成(経済問題評議会と連系)
- ・信仰共同体運営規程を含めた各種教会規程類の制定・発行と管理
- ・奉仕委員会組織改廃に関する検討
- ・その他、長期的かつ広い視野で検討が必要な事柄への対応

注;-

- ① 運営規定に言う「主任司祭の求めに応じて協議し意見を述べる」とは、司祭の諮問がなければ活動しなくてよいということではなく、必要があれば、自主的に検討し提案することを妨げません。
- ② 宣教司牧評議会は日常の業務を担うに相応しい組織ではありません。故に、答申・提案の方向性を導き出した後は、その業務が奉仕委員会各部に分担されるのが妥当と判断できる場合には奉仕委員会に、新規事業への取り組みなど実行委員会を新たに設ける必要が生じる場合にはその委員会に、それぞれ実作業を託すこととなります。
- ③ 前項の答申・提案は、運営規定に定められているとおり、主任司祭に対して行われ、主任司祭は必要に応じて奉仕委員会なり、実行委員会なりにその実行を指示・委嘱するものとします。

(2) さいたま教区宣教司牧評議会と連繫したカトリック川越教会での受け皿業務

注;-

- ① さいたま教区宣教司牧評議会で行われる事項の内、ブロックまたは小教区として協議が必要な事項（教区大会その他の企画・運営に関わる事項、司教諮問など）の内、小教区での検討の場が「受け皿業務」に該当します。
- ② さいたま教区宣教司牧評議会評議員の主任司祭委嘱が小教区において実施される場合、前項業務の遂行のために、選出されたさいたま教区宣教司牧評議会評議員はその任期の間（小教区）宣教司牧評議員を委嘱されるものとします。
- ③ 前項において、特に当教会がさいたま教区宣教司牧評議会運営委員の選出分担にあたる際には、（小教区）宣教司牧評議会議長がその任に就くものとします。

## 2. 経済問題評議会

経済問題評議会は、主任司祭の求めに応じて、本教会の財政および財務に関わる重要事項について協議し、意見を述べます。また、協力して下に掲げた事柄に取り組みます。

- (1) 小教区財政の現状分析と、健全化のための諸施策の立案と実行。
- (2) 聖堂および建物等の保全および建設（増築を含む）準備（宣教司牧評議会と連系）。
- (3) 奉仕委員会委員長との協働による予算の策定と経理部との協働による決算の立案。
- (4) さいたま教区および埼玉県西部ブロック主催の経済問題評議会への出席と情報収集。

### 3. 奉仕委員会

奉仕委員会各部は主任司祭と協力して次の事柄に取り組みます。

#### (1) 典礼部

- ・主日その他の典礼に関わる、聖歌選定、伴奏、先唱奉仕
- ・同上奉仕者、侍者（おとな）、聖書朗読者などの人選および養成
- ・香部屋を中心とした祭具、典礼用品などの維持管理・手配
- ・特別典礼の際、必要に応じて式次第の作成
- ・座席案内

#### (2) 広報部

- ・「今日・今週の予定／お知らせ」の発行（毎主日）
- ・教会報「いづみ」の編集・発行（原則月1回）
- ・教会公式ホームページの更新管理
- ・教区報編集に関わる教会窓口
- ・教会紹介パンフレット類の印刷と更新管理
- ・掲示板の管理

#### (3) 管理部

- ・施設・設備・備品の保守・管理および記録
- ・屋内外の環境の整備・保全
- ・駐車カードの発行・教会催事時の駐車許可証の受付けならびにその管理
- ・防災計画の立案、防災訓練の実施、備蓄食料の計画・管理

#### (4) 福祉・社会部

- ・「おにぎりひとつの会」の活動
- ・NPO法人「サポートあおい」の支援
- ・教区SOSグループ小教区窓口
- ・その他の福祉・社会活動支援（ペットボトルキャップ、古切手回収など）
- ・小教区内の福祉・社会活動を行っているグループ・個人の把握

#### (5) 国際交流部

- ・共同体内多国籍信徒一致推進（シーズン行事の実行支援等）
- ・小教区外への一致推進（教区言語圏別行事等への実行支援）

#### (6) 経理部

- ・日常的な教会収入支出の入出金・記帳処理
- ・経済問題評議会と協働して決算立案
- ・維持費等袋返却棚の管理

#### (7) 総務部

- ・洗礼・堅信・結婚・死亡台帳、信徒籍台帳（カード）への記帳とこれらに伴う事務処理
- ・信徒籍台帳ソフトを使用し、データ入力・管理
- ・図書・AV資料の整理・管理
- ・連絡網参加者募集・メンテナンス
- ・受洗者・転入者へのオリエンテーション全般
- ・時期に応じた信徒名簿更新
- ・小教区年次報告書の作成、公開、保存
- ・教会ガイドの推進

(8) 慶弔部

- ・聖堂を執行場所とした結婚式、葬儀ミサ等への支援

(9) 教会学校・中高生会

- ・幼児・小学生対象の信仰養成活動としての教会学校の運営
- ・中高生の信仰育成活動
- ・子どもの侍者、奉納、朗読の人選と侍者の養成、子供ミサの企画・実行
- ・幼児の洗礼、初聖体準備、中高生・青年への堅信の呼びかけ、準備
- ・各種小教区行事、教区主催子ども主体行事への参加
- ・市民クリスマス等、子どもの参加要請のある外部行事への参加
- ・教区が企画する各種の集まりへの参加呼びかけ

(10) 研修奉仕会

- ・黙想会、学習会の企画・運営
- ・霊性高揚に資する図書を購入
- ・教区主催講演会など霊性高揚に資する行事の情報発信と参加者募集

(11) 教会一致推進委員会

- ・市民クリスマス実行委員会のもとで主任司祭を支援

(12) 墓地管理委員会

- ・カトリック川越墓地の維持管理
- ・さいたま教区所属信徒からの墓地使用権購入要望への対応
- ・小教区会計の内、墓地会計分の執行・管理
- ・春、秋の墓前追悼ミサの企画・実行

以上